

那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、町内小規模事業者の経営改善を促進するため、別表に規定する融資（以下「融資」という。）を受けた場合において当該融資に係る利子補給金を交付することについて那智勝浦町補助金等交付規則（平成6年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（利子補給対象者）

第2条 利子補給対象者は、南紀くろしお商工会を經由して融資を受けた者で、次の要件を備える者のうち町長が適当と認める者とする。

- （1） 町内に住所を有する者で町内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営む者又は町内に本店を有する法人で同一事業を引き続き1年以上営む者
- （2） 平成26年4月1日以降に借入した者
- （3） 納期の到来した町税（国民健康保険税を含む。）を完納している者
- （4） 借入金を各償還期日までに償還している者

（利子補給の額及び交付期間）

第3条 町長は、融資に係る貸付利率（延滞利息に係るものを除く。）のうち年1.0パーセントに係る部分の利子の支払額に相当する金額を利子補給金として交付する。ただし、貸付利率が1.0パーセントに満たない場合は、当該貸付利率とする。

なお、利子補給対象者一人に対する利子補給金は、10万円を限度とし、1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

2 利子補給金の交付期間は、融資の当初借入契約で締結した借入期間の範囲内とし、36ヶ月を限度とする。

（商工会長への委任）

第4条 利子補給を受けようとする者は、南紀くろしお商工会長（以下「商工会長」という。）に対し委任状（別記第1号様式）を提出し、利子補給金の交付申請及び第7条の規定による利子補給金の請求及び受領についての権限を委任しなければならない。

（利子補給金の交付申請）

第5条 商工会長は、利子補給金交付申請書（別記第2号様式）に当該年分の利子補給金申請額明細書（別記第3号様式）、利子補給を受けようとする者の日本政策金融公庫の利息支払証明書、

納税証明書（完納証明書）及び委任状を添付して、翌年１月３１日までに町長に申請しなければならない。

（利子補給金の交付決定及び通知）

第６条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、利子補給金の交付決定を行い、商工会長に対し利子補給金交付決定通知書（別記第４号様式）により通知する。

２ 町長は、前項の決定に必要な条件を付することができる。

（利子補給金の請求及び支払）

第７条 前条の決定を受けた商工会長は、利子補給金交付請求書（別記第５号様式）を町長に提出するものとする。

２ 町長は、前項の交付請求が適当と認めたときは、利子補給金を交付するものとする。

（支払報告書の提出）

第８条 商工会長は、毎年５月末日までに利子補給金支払報告書（別記第６号様式）に利子補給金受領額明細書（別記第７号様式）を添えて町長に提出しなければならない。

（調査及び報告）

第９条 商工会長は、町長から利子補給金に関して調査及び報告を求められた場合はこれに応じなければならない。

２ 町長は、商工会長に対し利子補給金の交付を受けた者の関係帳簿書類等を関係職員に調査させることができる。

（利子補給金の交付決定の取消し及び返還）

第１０条 町長は、第６条の規定により交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した利子補給金の全部又は一部を返還させるものとする。

（１） 虚偽の申請又は不正な手段により利子補給金の請求があったとき。

（２） この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第１１条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

別表（第 1 条、第 2 条、第 3 条関係）

利子補給対象融資制度表

区分	制度名	資金名
日本政策金融公庫	小規模事業者経営改善資金融資制度	運転資金又は設備資金

委任状

那智勝浦町大字
南紀くろしお商工会
会長

私は、上記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

1. 年分那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金の交付申請及び請求並びに利子補給金の受領に関すること。

2. 利子補給金交付申請額 金 円也

年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名

㊞

年 月 日

那智勝浦町長 様

住 所

氏 名 南紀くろしお商工会
会長

印

年分那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書
(年 月 日 ～ 年 月 日分)

標記の件について、 年分那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金を交付されたく
那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関
係書類を添えて申請します。

記

1. 利子補給金交付申請額 金 円也

2. 添付書類

- (1) 利子補給金申請額明細書
- (2) 日本政策金融公庫の利息支払証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 委任状

別記第3号様式（第5条関係）

年分那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金申請額明細書
（1月1日～12月31日）

（単位：円）

委任者 氏 名	当初 借入日	当初 借入額	完済 予定日	年末 借入残高	支払 利息額	補給率	交付 申請額
	・ ・		・ ・			1.0 /	
	・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・				

平成26年は平成26年4月1日～平成26年12月31日支払い分が利子補給対象になります。

年 月 日

南紀くろしお商工会
会長

様

那智勝浦町長

印

年分那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付 号で交付申請のあった 年分小規模事業者経営改善資金利子補給金について、那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 利子補給金の交付決定額 金 円也

2. 補助要件

次の各号の1に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- （1） 那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の規定に違反したとき。
- （2） 提出書類に虚偽の記載があったとき。

年 月 日

那智勝浦町長 様

住 所
氏 名 南紀くろしお商工会
会長 ⑩

年分那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付請求書

年 月 日付 号で交付決定のあった 年分那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金について那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱第 7 条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1. 利子補給金交付請求額 金 円也

上記利子補給額金を下記金融機関へ振り込みをお願いします。

金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義人

年 月 日

那智勝浦町長 様

住 所

氏 名 南紀くろしお商工会
会長

印

年分那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金支払報告書

年 月 日付 号で交付決定のあった 年分那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金について、那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱第 8 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 利子補給金受領額 金 円也

2. 添付書類

（1）利子補給金受領額明細書

年分那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金受領額明細書

申請者氏名	利息支払額 (1 月 1 日～1 2 月 3 1 日)	利子補給金受領額

平成 2 6 年は平成 2 6 年 4 月 1 日～平成 2 6 年 1 2 月 3 1 日支払い分が利子補給対象になります。